

国際循環型社会形成における バーゼル条約の役割

国際循環型社会形成と環境保全に関する専門委員会

2005.11.25

バーゼル条約事務局
事務局長 桑原幸子



Secretariat of the Basel Convention



Outline

1. 深刻化する廃棄物問題
2. リサイクル向け廃棄物の貿易
3. アジア地域におけるリサイクル：課題と対策
4. リサイクル向け廃棄物の越境移動におけるバーゼル条約の意義と役割
5. E-WASTE問題へのバーゼル条約の取り組み
 - 付属書での位置づけ
 - MPPI（携帯電話パートナーシップイニシアティブ）
 - HSコード改正案
 - E-WASTEの分類共通化に関する 事務局試案
 - バーゼル条約E-WASTEワークショップ
6. まとめ



1. 深刻化する廃棄物問題

- バーゼル条約の発効から13年。締約国は有害廃棄物を始めとする廃棄物発生削減に成功していない。
- 経済成長と廃棄物の排出量とのデカップリングへの取り組みは充分でない
- 多くの締約国において製造者責任の導入、使用済み機器のテーク・バックスキームの構築への取り組みはあまり進んでいない
- 大半の国が、政策、経済、技術的に、有害廃棄物を始めとする廃棄物の、環境上適性な管理を達成することが困難な状態にある
- 大量の使用済み機器が未だに埋め立て処理されている



2. 再生資源(リサイクル向け廃棄物)の越境移動

- 従来の南北間の輸出入に加え、南南間、地域的レベルでの越境移動が増加の傾向
- 経済のグローバル化に伴い、再生資源のグローバル、リージョナルなレベルでの貿易圏形成
- 多くの政府が、中古パソコンのような中古品、再生品の輸出入を促進しており、環境関連財・サービス(WTOの定義)を含む、製品・商品の貿易障壁を低減する方策を検討



3. 国際的なリサイクルシステムの構築 課題と対策

課題	対策
各国の経済的発展の格差 国内法規制の枠組み、 環境基準の格差	キャパシティ・ビルディング
トレーサビリティの水準確保の ための情報、分類基準の不備	地域内協力： データベースの構築 情報、ベスト・プラクティスの共有 分類基準の共通化
不法な輸出入の増加	政府の規制する有害廃棄物品目と、通 常の商取引が行われる品目との区分の 明確化 税関職員、取締官のトレーニング



4. リサイクル向け廃棄物の越境移動における バーゼル条約の意義と役割

- リサイクル向け廃棄物の越境移動は地球規模の問題である
地球規模での対応と、地域規模での協力が必要
- バーゼル条約は、有害廃棄物の通告制度の利用を促進することにより、地球規模・地域規模での再生資源の管理と越境移動について、共通のルールと基準 (level playing field) 構築の基礎を提供
- 通告制度の活用には、各国の迅速かつ的確な行動が必要
- 発展途上国への援助が、通告制度の効果的な運用のために必要



5. E-WASTE問題へのバーゼル条約の取り組み

- E-WASTEの輸出入に関して2つの主要なルールが存在
 - 多国間貿易(多角的貿易)体制
(環境関連財・サービス)
 - バーゼル条約
(バーゼル条約付属書 VIII とIXにおけるE-WASTEの分類)
- ルール間の整合性の確保に向けた、バーゼル条約の取り組みと提案
- 期待される効果
 - 確実性(何をコントロールするか)
 - 透明性(何が越境移動するか)
 - 整合性(多国間貿易体制と環境保護)



5. E-WASTE問題へのバーゼル条約の取り組み 付属書での位置づけ

付属書	A1160	鉛蓄電池の廃棄物（粉砕されているかいないかを問わない）
	A1170	分別されていない電池の廃棄物
	A1180	<p>電気部品及び電子部品の廃棄物又はそのくず*1で、A表に掲げる蓄電池その他の電池、水銀スイッチ、陰極線管その他の活性化ガラス及びPCBコンデンサーを構成物として含む物又は付属書 に掲げる特性のいずれかを有する程度に付属書 の成分（例えばカドミウム、水銀、鉛、ポリ塩化ビフェニル）により汚染されているもの（B表の関連項目B1110参照）*2</p> <p>*1この項目には、発電所から生ずる部品のくずは含まない。</p> <p>*2PCBについては濃度が1キログラムにつき50ミリグラム以上のもの</p>
	A2010	陰極線管その他の活性化ガラスから生ずるガラスのくず
付属書	B1110	<p>電気部品及び電子部品</p> <p>金属又は合金のみから成る電子部品、電気部品及び電子部品（印刷回路基盤を含む）の廃棄物又はそのくずで、A表に掲げる蓄電池その他の電池、水銀スイッチ、陰極線管その他の活性化ガラス及びPCBコンデンサー等を構成物として含まないもの、付属書 に掲げる特性のいずれかを有する程度に付属書 の成分（例えば、カドミウム、水銀、鉛、ポリ塩化ビフェニル）により汚染されていないもの又は付属書 に掲げる特性のいずれも有しない程度にこれを除去したもの</p> <p>（A表の関連項目A1180参照）直接再利用を目的として再生利用又は最終処分を目的としない電気部品及び電子部品（印刷回路基盤、電子機器の構成物及び電線を含む。）</p>

和訳出典：環境省 (http://www.env.go.jp/recycle/yugai/law/conv_j.pdf)



MPPI 携帯電話パートナーシップ・イニシアティブ

MPPI (Mobile Phone Partnership Initiative) COP6で立ち上げ

□ 目的

- 製品開発・設計等の改善(achieve better stewardship)
- 消費者をより環境に配慮した行動へ促す
- 最良の処理/リサイクル/修理の選択肢を提供
- 環境上適正な管理(ESM)への政治的・制度的なサポートを促進
- 新しい形の公共部門と民間部門のパートナーシップ構築のモデルとなる取り組みを行う

□ 議論の進行状況

ガイドラインの作成

- | | |
|------------------------|-------|
| ■ 携帯電話の修理 | 終了 |
| ■ 使用済み携帯電話のリカバリー、リサイクル | 終了 |
| ■ 環境配慮型設計への意識向上 | 終了 |
| ■ 使用済み携帯電話の越境移動と回収 | 議論進行中 |



MPPI 携帯電話パートナーシップ・イニシアティブ

□ 使用済み携帯電話の越境移動と回収

バーゼル条約付属書 B1110に関する議論

- 脚注18 major reassembly(主要な再組み立て)の定義
- 脚注19 direct reuse (直接再利用)の解釈

□ 2006年にガイドライン作成作業終了、同年のCOP8に提出予定

(参考) 付属書 B1110 電気部品及び電子部品 における脚注18、19 (和訳 注4, 5)		
18 (注4)	Reuse can include repair, refurbishment or upgrading, but not major reassembly.	再利用には、修理、更新又は改良を含めることができるものとし、主要な再組み立ては含まない
19 (注5)	In some countries these materials destined for direct re-use are not considered wastes.	一部の国においては、直接再利用を目的とする物は、廃棄物とみなされない。

和訳出典: 環境省 (http://www.env.go.jp/recycle/yugai/law/conv_j.pdf)



HSコード改正案の提出

- パーゼル条約事務局はWCO(世界関税機関)に、HSコード改正の草案を提出
- E-WASTEに関連する品目では、下記のものについて、現在議論が行われている

Used Computers and CRT Displays Units no longer suitable for their original intended purpose	本来の用途に適さない、使用済みコンピュータとCRTディスプレイ
Used Electronic Equipment or scrap (including printed circuit boards and video monitors) no longer suitable for their originally intended purpose	本来の用途に適さない、使用済み電気機器またはスクラップ(印刷回路基盤やビデオモニターを含む)
Used Cellular telephones no longer suitable for their originally intended purpose	本来の用途に適さない、使用済み携帯電話



E-WASTEに関する各国の分類を共通化

事務局試案

- 規制対象廃棄物として指定されうる廃棄物の例
 - 鉛を含んだブラウン管(CRT)
 - プリント配線基盤(バーゼル条約付属書 と に記載)
 - 水銀を含んだ、蛍光灯と液晶ディスプレイ(LCD)のバックライト
 - 電子電機機器部品やスクラップの混合物で、有害部分が取り除かれていないもの
 - ニッケル・カドミウム電池
 - 臭素化難燃剤(BFR)を含むプラスチック部品



E-WASTE管理制度構築に向けたパイロットプロジェクト バーゼル条約E-WASTEワークショップの開催 (2005.11.21 ~ 25)

主要な成果

国 レ ベ ル 行 動 計 画	意識向上運動
	詳細なインベントリの整備
	テークバックスキームを含む、E-WASTEの収集、分別の先進的取り組み促進
	税関職員、取締官のトレーニング
	WCO、HSコードへの取り組み
	プロジェクトの評価とモニタリングによる効果と持続性の確保
地 域 レ ベ ル 行 動 計 画	E-WASTEの違法な移動の防止
	中国バーゼル条約地域センター (BCRC-China) と協力機関を通じた、e-waste情報管理システムの構築
	環境管理システム、環境基準、ガイドライン、ベスト・プラクティスの開発
	使用済み機器の評価、テストのための認証スキーム。
	地域内でのキャパシティ・ビルディングへの取り組み促進
	電気電子機器の環境配慮型設計について、環境配慮素材利用の促進
	地域内リサイクルスキームの構築に向けた実行可能性調査
	e-wasteの環境上適正な管理 (ESM) ワークショップの開催 (ベストプラクティス、環境技術を含む) 2006年
	e-wasteの環境上適性な管理 (ESM) 国際会議の開催 2007年



6.まとめ

アジア地域における持続可能なリサイクルシステムの構築に向けて

- アジア地域における持続可能なリサイクルシステム構築に向けたバーゼル条約の役割

共通のルールと基準

地域内協力の仕組み

确实性、透明性

違法な廃棄物の越境移動の防止

地域内認証スキーム

バーゼル条約地域センターを通じた情報収集・データベース構築

- 統合的廃棄物管理 (Integrated Waste Management) の必要性
 - 有害廃棄物を一般廃棄物のフローから分離
- E-WASTE管理問題へ前向きに取り組み、処理技術、設備の向上を通じ開発の機会を最大化することが肝要
- 地域内協力においてマルチステークホルダーによるパートナーシップが最大限促進されるべき
- 地域内の開発途上国は、それぞれに異なる課題や弱点を有するある国にとってのチャンスが、他の国にとって問題となることは避けなければならない



ありがとうございました

お問い合わせ

バーゼル条約事務局
Secretariat of the Basel Convention

International Environment House
15 Chemin des Anemones
Chatelaine CH-1219
GENEVA, SWITZERLAND

Email: sbc@unep.ch
Tel: +41 (0)22 917 8218
Fax: +41 (0)22 797 3454

スライド中の条文、事務局試案等の和訳で、出典の明記されていないものは、事務局による仮訳であり、公式訳ではありません。

